

北信越中学校総合競技大会開催基準要項

1 総 則

北信越中学校総合競技大会(以下「大会」という。)を開催し、運営するために、この基準要項を定める。

2 主 催

- ① 北信越中学校体育連盟(以下「本連盟」という。)
- ② 各県中学校体育連盟(以下「各県中体連」という。)

3 共 催

- ① 各県教育委員会
- ② 開催地市町村教育委員会
- ③ 開催県各種目競技団体

4 主 管

開催県中学校体育連盟(以下「開催県中体連」という。)

5 後 援

- ① 開催県体育(スポーツ)協会
- ② 開催地市町村体育(スポーツ)協会
- ③ その他関係機関

6 大 会 開 催

- ① 大会は福井、富山、長野、石川、新潟の順で開催する。
- ② 大会は毎年夏季に開催する。
- ③ 開催競技は、陸上競技、水泳、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操、新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲の16競技とする。

7 大会開催期日

- ① 日程は、陸上競技、水泳、体操競技、新体操、柔道、剣道、相撲は1日とし、サッカー、軟式野球は2、5日、その他の種目は2日とする。
- ② 開催期日については、8月上旬とし、本連盟の理事会で決定する。
- ③ 日程はおおむね次のとおりとする。

(第1日)		(第2日)	
選手集合	8時00分	選手集合	8時00分
競技終了	17時00分	競技終了	15時00分

8 大会開催会場

会場は、交通機関、宿泊等も考慮し開催県中体連で決定する。

9 大会参加資格

- ① 各県中学校体育連盟(以下「各県中体連」という。)に加盟し、各中学校に在籍している生徒であること。
- ② 各中学校の教育計画に基づいて行っている運動部活動(当該種目)の部員であること。
- ③ 上記に該当しない生徒を選手として参加させる場合は、当該校長の認知と各県中体連会長の承認を必要とする。地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)(以下「地域クラブ活動」と表記する。)の中学生については当該校長の認知を必要としない。
- ④ 年齢は、(公財)日本中学校体育連盟の定めに従う。
前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年度の参加申込締切日までに、各県中体連を通じて、本連盟に申し出る。
- ⑤ 全競技通じて一人一競技種目の参加とする。
- ⑥ 「参加資格の特例」は、「全国中学校体育大会 大会要項」に従う。
- ⑦ 複数の学校でのチーム(以下「合同チーム」)編成を認める。ただし、参加規定については、「北信越中学校総合競技大会合同チーム参加規程」に基づく。
- ⑧ 引率者・監督は当該校の校長・教員・部活動指導員であること。外部指導者(コーチ)・マネージャーは「全国中学校体育大会運営の基本と大会開催基準」「全国中学校体育大会引率細則」に従う。
- ⑨ 拠点校部活動での大会参加を認める。ただし、参加規程については「全国中学校体育大会拠点校部活動参加規程」に従う。

10 大 会 役 員

- ① 大会会長 北信越中学校体育連盟会長
- ② 大会副会長 北信越中学校体育連盟副会長
- ③ 顧問 各県知事・各県議会議長・各県体協(スポ協)会長・各県教育長
開催市町村長・開催県競技団体会長・各県前中体連会長・各県中学校長会長
- ④ 参 与 各県主管課長・各県体協(スポ協)副会長・開催市町村教育長
各県中体連副会長・開催県競技団体理事長・開催市町村体育(スポーツ)協会会長
- ⑤ 大会委員長 開催県中体連理事長
- ⑥ 大会副委員長 各県中体連理事長(4県)
- ⑦ 大会委員 各県主管課係長・各県事務局長・北信越理事・開催県の実情において追加することができる。

11 大会役員の委嘱

- ① 大会役員の委嘱は本連盟会長が行う。
- ② 委嘱状の作成、発送は開催県中体連が行う。

12 競技役員

競技役員はおおむね次のとおりとする。

- ・ 競技会長
- ・ 競技副会長
- ・ 顧問
- ・ 競技委員長、競技副委員長、競技委員
- ・ その他

13 競技役員編成と委嘱

- ① 大会運営、実施に必要な競技役員は、開催県中体連で協議し編成する。
- ② 開催県以外の審判（以下「派遣審判員」という。）は各県で推薦し、本連盟会長が委嘱する。
- ③ 本連盟は派遣審判員に対し、旅費を支給する。
- ④ 本連盟が旅費を支給する派遣審判員数の上限は、以下の通りとする。
 - ・ バスケットボール 1県あたり4名 合計16名
 - ・ サッカー 1県あたり2名 合計 8名
 - ・ ハンドボール 1県あたり2名 合計 8名
 - ・ 体操競技 1県あたり6名（ただし、2県のみ7名とする。） 合計25～26名
 - ・ 新体操（男子） 1県あたり2名
 - ・ 新体操（女子） 1県あたり3名 合計12名
 - ・ バレーボール 1県あたり3名 合計12名
 - ・ 柔道 1県あたり3名 合計12名
 - ・ 剣道 1県あたり4名 合計16名
 - ・ 相撲 1県あたり1名 合計 4名
- ⑤ 派遣審判員の数は、競技の特殊性を考慮し理事会で決定する。
- ⑥ 派遣審判員の旅費は、本連盟の内規により支給する。

14 生徒役員

- ① 生徒役員は、開催県中体連会長が委嘱する。
- ② 中学生以外の生徒役員の昼食は、本連盟で負担する。

15 大会実施要項

- ① 大会実施要項は、大会事務局で作成し、本連盟理事会で決定する。
- ② 大会要項の内容は、次のとおりとする。
 - 主催、共催、主管、後援、会場、大会期日、会場・競技、参加規定、参加資格、表彰、申込み、参加料、抽選、宿泊・昼食
- ③ 競技別要項は、専門部会で協議、作成し、本連盟の理事会で決定する。
- ④ 競技別要項は、おおむね次のとおりとする。
 - 期日、会場、競技、競技方法、競技規定、参加規定、表彰、組合せ、その他
- ⑤ 大会事務局は、大会実施要項を各県中体連に配布する。

16 大会申し込み

- ① 県大会で出場権を得た団体は所定の様式により、各県中体連に期日までに申し込むこと。
- ② 各県中体連は、申込書を取りまとめ、参加料を添えて大会事務局に一括申し込むこと。
- ③ 参加料は、1人あたり2,000円とする。

17 式典

- ① 大会の開・閉会式は、原則行わない。
- ② 各競技部の判断で、競技別に平易な式典（開始式、表彰式）を行っても良い。ただし、必要最低限のものとし、選手や役員等全員の参加を求めない。

18 表彰

- ① 団体表彰
 - ・ 陸上競技と水泳競技の3位までに入賞した団体に賞状を授与する。他の競技の3位まで入賞した団体と選手全員に賞状を授与する。
 - ・ 優勝チームには、優勝杯(優勝楯)を授与する。
 - ・ 優勝チームの選手全員に優勝メダルを授与する。ただし、陸上競技・水泳競技の学校対抗は除く。
- ② 個人競技
 - ・ 陸上競技・水泳競技のリレーは、8位までに入賞した団体とエントリーメンバー全員に賞状を授与する。
 - ・ 他の競技は、8位までに入賞した個人に賞状を授与する。
 - ・ 陸上競技・水泳競技のリレー、他の競技の個人1位には、優勝メダルを授与する。

19 プログラム

- ① プログラムは、競技別に作成する。
- ② プログラムの表紙に記載する内容はおおむね次のとおりとする。
 - ・ 正式大会名、本連盟マーク、期日、開催地、主催、共催、主管、後援
- ③ プログラムに記載する内容はおおむね次のとおりとする。
 - ・ 大会役員、競技役員、生徒役員(学校名)、過去の成績、日程、式次第、組み合わせ、選手名簿、その他
- ④ プログラムに、商業広告等を記載する場合は本連盟会長の承認を必要とする。
- ⑤ プログラムは、無料配布を原則とする。有料販売をする場合は本連盟会長の承認を必要とする。

20 宿 泊

- ① 大会関係者の宿泊に関することは、本連盟宿泊要項による。
- ② 宿泊申込は、大会申込と同時にを行い、配宿については業者に任せる。決定後は、業者が当該団体に通知する。

21 大会終了報告

- ① 各専門部は、大会終了 10 日以内に大会成績と反省事項を大会事務局へ提出する。
- ② 各専門部は、大会終了 10 日以内に決算書及び領収書等、会計に関する報告を事務局に報告する。
- ③ 大会事務局は、資料をまとめて報告書を作成、理事会に報告する。
- ④ 報告書の内容は、次のとおりとする。
 - ・ 会計収支決算、集計表(参加生徒数、役員数、生徒役員数)、競技成績
- ⑤ 会計収支決算書については、選出監事の会計監査を受けること。

22 付 則

- ① 本開催基準要項の改訂は、理事会が行う。
- ② 本開催基準要項は、平成 2 年 10 月 6 日より実施する。
 - 平成 6 年 5 月 20 日一部改正
 - 平成 7 年 5 月 11 日一部改正
 - 平成 9 年 5 月 8 日一部改正
 - 平成 10 年 5 月 7 日一部改正
 - 平成 11 年 5 月 6 日一部改正
 - 平成 11 年 11 月 25 日一部改正
 - 平成 12 年 5 月 9 日一部改正
 - 平成 13 年 11 月 20 日一部改正
 - 平成 14 年 11 月 19 日一部改正
 - 平成 15 年 11 月 18 日一部改正
 - 平成 16 年 11 月 16 日一部改正
 - 平成 19 年 5 月 7 日一部改正
 - 平成 20 年 5 月 8 日一部改正
 - 平成 22 年 11 月 12 日一部改正
 - 平成 27 年 5 月 7 日一部改正
 - 平成 28 年 11 月 21 日一部改正
 - 平成 30 年 5 月 8 日一部改正
 - 平成 30 年 11 月 12 日一部改正
 - 令和 2 年 11 月 16 日一部改正
 - 令和 4 年 11 月 14 日一部改正
 - 令和 5 年 5 月 10 日一部改正
 - 令和 5 年 11 月 13 日一部改正